

平成20年度税制改正要望（総括表）

平成19年8月
内閣府

1. 地域再生の推進

地域力再生機構（仮称）に係る税制上の特例措置（登録免許税の免除等）〔創設〕

地域における再チャレンジ支援事業の促進に係る税制上の特例措置（所得税の寄附金控除、法人税の寄附金に係る損金算入の特例等）〔拡充〕

地域における多様な主体が連携して行う地域再生のための事業の促進に係る税制上の特例措置（所得税の寄附金控除、法人税の寄附金に係る損金算入の特例等）〔創設〕

2. 防災対策の推進

「能登半島地震」及び「新潟県中越沖地震」の災害による被災代替家屋等に係る軽減措置（固定資産税等の軽減）〔創設〕

地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税及び法人税の特別償却、固定資産税の課税標準の特例措置）〔延長・拡充〕

住宅及び事業用建築物の耐震改修促進に関する特例措置（所得税の税額控除、所得税及び法人税の特別償却）〔延長・拡充〕

3. 市民活動の促進

特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置（所得税の寄附金控除、法人税の寄附金に係る損金算入の特例等）〔延長・拡充〕

4. 消費者政策の推進

独立行政法人国民生活センターの紛争解決の充実・強化に伴う税制上の非課税措置（固定資産税の非課税等）〔拡充〕

5. 民間資金等活用事業（PFI）の推進

PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る非課税措置（固定資産税等の非課税）〔創設〕

1. 地域再生の推進

地域力再生機構（仮称）に係る税制上の特例措置〔創設〕

< 税目 >（国 税）登録免許税他
（地方税）法人事業税他

概要

地域の企業、地域金融機関、地域全体の一体的な再生・強化を、自治体と連携しつつ支援することを目的として創設に向けた具体的な検討が進められている「地域力再生機構（仮称）」（以下、「機構」という）について、税制上の特例措置を講ずることにより、その円滑な業務遂行を可能とすることを目指すもの。

要望内容

機構については、8月7日に大田国務大臣主催の研究会である「『地域力再生機構（仮称）』研究会」が中間報告を取りまとめたところである。これを踏まえ、産業再生機構において講じられていた以下の税目について特例措置等を要望する（機構については、今後、更なる詳細な検討を行うこととしており、特例措置等の内容や担当省庁についても今後変更・追加があり得る）。

1. 登録免許税の免除

機構は金融機関等からの債権買取り等を通じて企業の再生を図ることが想定されているところ、債権買取りにより抵当権等の不動産に関する権利を取得した場合における当該権利の移転登記に係る登録免許税を、産業再生機構と同様に免税とする。

2. 法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置

法人事業税の資本割による多額の税負担によって機構の財産基盤が損なわれることを防ぐため、産業再生機構と同様に、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置（資本金等の金額を銀行法に規定する銀行の最低資本金（20億円）とみなす資本割の課税標準の特例措置）を講じる。

3. その他

上記中間報告「 . 2 . (1) （ウ）債権放棄等に係る税制上の措置について」の記述のように、機構が関与して策定された事業再生計画により債権放棄が行われた場合に、当該債権放棄による損失の税務上の損金算入や、債務免除益の範囲内における過去の欠損金の税務上の損金算入等の税務上の取扱いを受けることができるように措置する。

地域における再チャレンジ支援事業の促進に係る税制上の特例措置（再チャレンジ支援寄附金税制）〔拡充〕

< 税目 >（国 税）所得税、法人税、相続税
（地方税）法人住民税、法人事業税

概要

現在、地域において再チャレンジ支援事業を行う会社に対する寄附（直接型）及び同事業を行う事業主等に対して助成を行う公益法人に対する寄附（間接型）について、所得控除、損金算入等の税制上の特例措置を講じているところである。

20年度要望では、直接型の寄附税制において、対象となる寄附者を法人だけでなく個人まで拡充するとともに、寄附の対象となる会社の要件を追加する（高年齢者、障害者、母子家庭の母を合わせて雇用し一定の条件を満たしている会社も対象とする）よう、要望する。

また、新たな公益法人制度の発足に向けて寄附金税制の見直しが行われていることを踏まえ、間接型の寄附金税制についても必要な措置を講じるよう要望する。

要望内容

- 1．地域において再チャレンジ支援事業を行う会社（特定地域雇用会社）に対する寄附に係る損金算入の税制上の特例措置は、現在、その対象となる寄附者は法人のみであるが、これに個人を含めるよう要望する。
- 2．また、現在の直接型の寄附税制においては、高年齢者、障害者、母子家庭の母について、それぞれを積極的に雇用する会社を指定の対象としているところ、これらを合わせて雇用して一定の条件を満たしている場合も指定の対象とするよう要望する。
- 3．再チャレンジ支援事業を行う事業主等に対して助成を行う公益法人（特定地域雇用等促進法人）に対する寄附については、所得控除、損金算入等の税制上の特例措置を設けているが、新たな公益法人制度の発足に向けて寄附金税制の見直しが行われていることを踏まえ、必要な措置を講じるよう要望する。

< 内閣府、内閣官房共同要望 >

地域における多様な主体が連携して行う地域再生のための事業の促進に係る税制上の特例措置（主体連携型地域再生事業支援寄附金税制（仮称））〔創設〕

< 税目 >（国 税）所得税、法人税、相続税
（地方税）法人住民税、法人事業税

概要

地域の抱える課題は、子育て、環境問題など、深刻かつ複雑になるとともに、景観・地域文化の継承、観光の国際化など、新たなものも増加している。こうした課題に対応するためには、地方公共団体のみならず、企業、大学、NPO、自治会など、地域活性化の担い手（ソーシャルキャピタル）が連携して取り組んでいくことが不可欠となっている。このため、こうした取組みを行う団体への寄附について、税制上の特例措置を要望する。

要望内容

地域再生法に基づく地域再生協議会の協議を経て作成された地域再生計画を踏まえ、地方公共団体が多様な担い手と連携して地域の課題の解決や活性化のための事業を行う団体（もしくはそうした団体を助成する公益法人等）を指定した場合に、同団体に対する寄附について、所得控除・損金算入の特例の税制上の特例措置を創設することを要望する。

（具体的なイメージ例）

（例１）地域の資源を活用した観光振興を行うため、地域再生協議会と連携し、地域発案の旅行商品の企画・販売、特産品のブランド化・販売ルート開発等を実施する新たな株式会社等の団体を設立、地方公共団体が指定した場合、当該団体に対する法人等からの寄附について、本制度を適用する。

（例２）子供の安心・安全を守るため、地域再生協議会と連携し、地方公共団体が自主防犯活動（防犯パトロール、防犯PR、緊急時の連絡体制の運営等）を実施する団体を指定した場合、当該団体に対する法人等からの寄附について、本制度を適用する。

地域再生協議会構成員

（例１）地方公共団体、観光関係事業者、建設業者、観光協会、商工会議所・商工会、農協・漁協、NPO法人等

（例２）地方公共団体（警察署、消防署、学校を含む）、私立教育機関、自治会、NPO法人等

2. 防災対策の推進

能登半島地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置〔創設〕

< 税目 > (地方税) 固定資産税、都市計画税

概要

平成 19 年 3 月 25 日に発生した能登半島地震災害の被災者の生活再建と被災地の復興を支援するため、同災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の 4 年間 2 分の 1 減額する措置を創設する。

要望内容

能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した家屋、償却資産の所有者等が、平成 19 年 3 月 25 日の発災日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、当該被災家屋に代わる家屋等を取得等した場合、これを取得等した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から四年度分の当該家屋等に係る固定資産税、都市計画税について、家屋については従前の家屋の床面積に相当する部分について固定資産税、都市計画税の 2 分の 1 を減額し、従前の資産に対する償却資産については固定資産税の課税標準を価格の 2 分の 1 の額とする。〈内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省共同要望〉

新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置〔創設〕

< 税目 > (地方税) 固定資産税、都市計画税

概要

平成 19 年 7 月 16 日に発生した新潟県中越沖地震災害の被災者の生活再建と被災地の復興を支援するため、同災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の 4 年間 2 分の 1 減額する措置を創設する。

要望内容

新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋、償却資産の所有者等が、平成 19 年 7 月 16 日の発災日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、当該被災家屋に代わる家屋等を取得等した場合、これを取得等した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から四年度分の当該家屋等に係る固定資産税、都市計画税について、家屋については従前の家屋の床面積に相当する部分について固定資産税、都市計画税の 2 分の 1 を減額し、従前の資産に対する償却資産については固定資産税の課税標準を価格の 2 分の 1 の額とする。〈内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省共同要望〉

地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税の特別償却制度、固定資産税の課税標準の特例措置）〔拡充・延長〕

< 税目 >（国 税）所得税、法人税
（地方税）固定資産税

概要

東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において、地震防災対策用資産^()の取得を促進する観点から、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等が地震防災対策用資産を取得した場合に関する所得税、法人税の特別償却制度（取得価格の8/100）及び固定資産税の課税標準の特例措置（5年間、課税標準を2/3）の対象設備を拡充するとともに、固定資産税の課税標準の特例措置を2年間延長する。

要望内容

地震防災対策用資産として新たに、外部階段、非常用自家発電装置、備蓄倉庫、仮設トイレを拡充するとともに、固定資産税の課税標準の特例措置を2年間延長する。

< 内閣府・厚生労働省共同要望 >

（ ）現在特例措置の対象になっている地震防災対策用資産

動力消防ポンプ、移動式消化設備、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯用発電機及び照明器具、防災用井戸

住宅に係る耐震改修促進税制（所得税の税額控除制度）〔拡充〕
< 税目 >（国税）所得税

概要

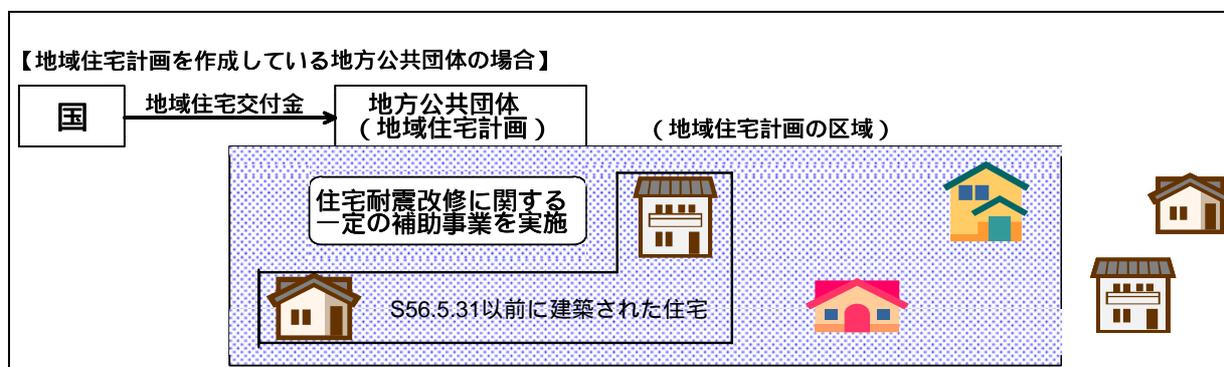
個人が、平成 20 年 12 月 31 日までに、耐震改修促進法に規定する都道府県耐震改修促進計画等を定めた区域内において、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の 10%相当額（20 万円を上限）を所得税額から控除する現行制度の適用要件を緩和する。

要望内容

耐震改修を一層促進するため、住宅に係る耐震改修促進税制の適用要件を緩和する。
< 内閣府、国土交通省共同要望 >

【現行制度の主な適用要件】

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準により建築された住宅であること
- ・ 耐震改修を行った者の居住の用に供すること
- ・ 地域住宅計画、都道府県耐震改修促進計画又は住宅耐震改修促進計画が作成され、それに基づき一定の補助事業が実施されていること



事業用建築物に係る耐震改修促進税制（所得税・法人税の特別償却制度）〔延長〕
< 税目 >（国税）所得税、法人税

概要

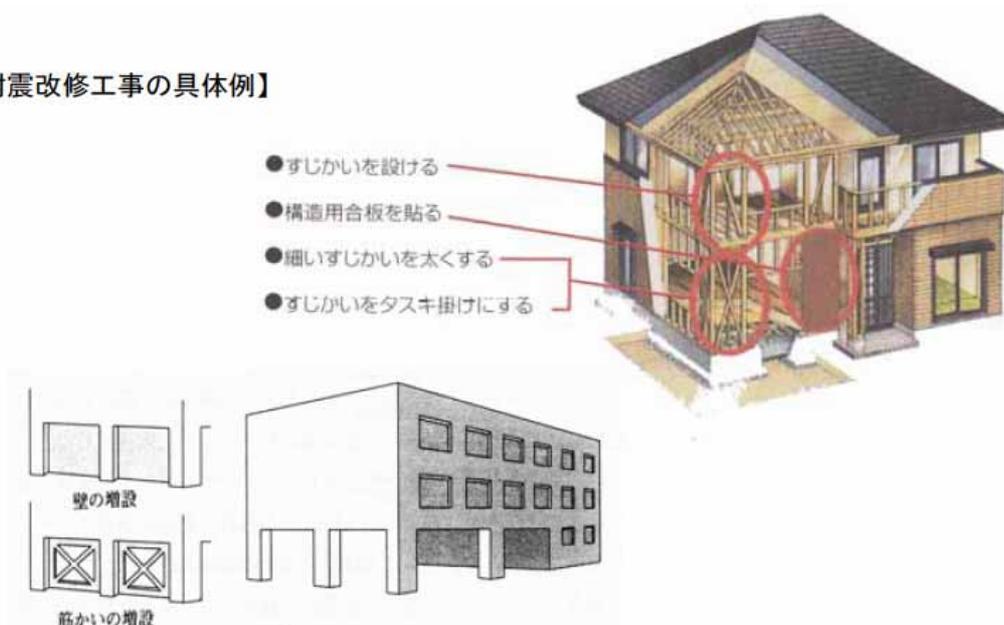
事業者が、特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、その工事に伴って取得等をされる建物の部分について10%の特別償却ができる措置を延長する。

要望内容

平成20年3月31日までの対象期間を引き続き2年間延長し、平成22年3月31日までの期間とする。

< 内閣府、国土交通省共同要望 >

【耐震改修工事の具体例】



3. 市民活動の促進

特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置（所得税の寄附金控除、法人税の寄附金に係る損金算入の特例等）〔拡充・延長〕

<税目>（国 税）法人税、所得税、相続税

（地方税）個人住民税、法人住民税法人税割、法人事業税

概要

特定非営利活動法人の活動を促進する観点から、法人に対し寄附をした者等に税制上の特例措置を与える認定NPO法人制度が設けられているが、平成19年7月末現在で認定NPO法人の数は70法人にとどまっている。認定NPO法人制度の一層の活用増進を図るため、特定非営利活動法人の実態を踏まえ、認定要件の緩和等を要望する。

要望内容

1. 認定要件の緩和

パブリックサポートテストの算定式(法人が広く一般から支持（寄附）を受けているかを測る指標)の見直し、同基準値「1/3」を「1/5」に引き下げる時限措置の延長を含め、認定要件の緩和を図る。

<パブリックサポートテスト（PST）のイメージ>

$$PST = \frac{\text{寄附金等収入金額(寄附金や社員からの会費)}}{\text{経常収入金額(総収入から行政からの補助金・委託事業費などを除いた金額)}} \quad \text{基準値(現行5分の1に引き下げ)}$$

2. 申請手続きの負担軽減

申請書類の簡素化及び認定の適用期間(現行2年間)の延長など、申請手続きの負担軽減を図る。

3. 閲覧情報範囲の見直し

個人情報保護の観点から、社員全員の氏名・住所など閲覧情報の範囲を見直す。

4. その他

今後議論されることとなる新公益法人制度を踏まえた寄附金税制全般の見直しに際し、認定NPO法人についても必要な措置を講じる。

<内閣府、外務省、環境省共同要望>

4 . 消費者政策の推進

独立行政法人国民生活センターの紛争解決の充実・強化に伴う税制上の非課税措置の拡充〔拡充〕

< 税目 > (地方税) 不動産取得税、固定資産税、都市計画税

概要

独立行政法人国民生活センターにおいて実施することとされる消費者紛争の解決事務の円滑な遂行を図るため、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税について、税制上の特例措置（税額控除等）を拡充すること。

要望内容

これまで、独立行政法人国民生活センターについては、独立行政法人国民生活センター法で規定する業務の用に供する資産で政令で定めるものについて、不動産取得税及び固定資産税等を非課税とする措置が取られている。

今回、同センターの業務として、独立行政法人国民生活センター法に消費者紛争の解決に係る業務を明示することとしており、当該業務についても、他の業務と同様に不動産取得税及び固定資産税等の非課税措置が講じられるようにするものである。

5 . 民間資金等活用事業（ P F I ）の推進

P F I 法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る非課税措置（固定資産税等の非課税）〔創設〕

< 税目 > （地方税）固定資産税、都市計画税、不動産取得税

概要

サービス購入型・B O T方式で行われるP F I事業のうち一定の施設について、選定事業の用に供される資産に係る固定資産税、都市計画税、不動産取得税について、現行の特例措置（課税標準を1/2に減免）ではなく、各税を非課税とすること。

要望内容

- 1 . 平成 17 年度税制改正において、サービス購入型・B O T方式で行われるP F I事業に係る固定資産税等について、課税標準等を1/2とする特例処置が創設された。
- 2 . 従来型の公共事業及びB T O方式のP F I事業とB O T方式のP F I事業との間で、公共が事業ごとに最も適した事業形態を採用し得るよう税のイコールフットィングを図る必要がある。
- 3 . 現行の特例措置の適用対象は公共代替性が強く民間競合の恐れのない施設に限定されているため、こうした施設に対して固定資産税等の資産課税を「非課税」としても、民間事業者との公平性という観点からは、特段の問題は生じないものと考えらる。

（参考）現行のP F I事業者の税負担について

税 制	P F I		従来型 (国・地方公共団体)
	B O T	B T O	
固定資産税（市町村税）	課税 特例措置あり	非課税	非課税
都市計画税（市町村税）	課税 特例措置あり	非課税	非課税
不動産取得税（道府県税）	課税 特例措置あり	非課税	非課税